

下関市における基本構想の概要

1. 経緯

平成17年2月1日作成

平成17年2月3日公表(国土交通大臣等への送付をもって公表)

2. 下関市の概要(平成15年10月1日現在)

人口 250,961人(平成15年10月1日現在)

世帯数 102,729世帯(平成15年10月1日現在)

面積 224.14Km²

高齢者数 57,658人(23.0%)(平成15年10月1日現在)

(全国平均19.0%)(平成15年1月1日現在)

身体障害者数 9,372人(3.7%)(平成14年4月1日現在)

(全国平均2.9%)

3. 旅客施設及び重点整備地区の概要

旅客施設

鉄道駅	<JR山陽本線>小月駅(4,684人)、長府駅(5,026人)、新下関駅(9,794人)、幡生駅(6,378人)、下関駅(23,772人) <JR山陰本線>吉見駅(1,448人)、福江駅(156人)、安岡駅(2,326人)、綾羅木駅(2,414人)
旅客船ターミナル	<下関港>下関港国際ターミナル(465人)、唐戸棧橋(1,592人)
バスターミナル	下関駅(22,982人)
バス停	新下関駅(787人)、山の田(3,044人)、東駅(5,160人)、唐戸(8,620人)

重点整備地区：2地区

下関駅周辺地区

特定旅客施設：JR下関駅、下関駅バスターミナル

主要施設：大丸、ダイエー、シーモール、下関市民会館、下関文化会館、海峡メッセ下関等

面積：約42ha

区域：JR下関駅を中心とし、利用の多い文化施設等を含む区域

特定経路：国道9号、国道191号、県道下関停車場線、市道下関駅・東駅線、市道茶山・竹崎線、市道竹崎・細江線、市道竹崎線、市道竹崎町28号線、細江臨港道路、駅前広場

新下関駅周辺地区

特定旅客施設：JR新下関駅

主要施設：スーパー(とみやま)、コープ山口、山口銀行、勝山公民館、勝山郵便局等

面積：約25ha

区域：JR新下関駅を中心とし、利用の多い商業施設等を含む区域

特定経路：主要地方道下関長門線、県道新下関停車場稗田線、県道新下関停車場線、市道勝山秋根南町1号線、市道勝山秋根南町15号線、市道勝山秋根西町5号線、市道勝山秋根西町10号線

4. 下関市交通バリアフリー基本構想の特徴

本基本構想では、高齢者や身体障害者などの移動を円滑にすることにより、だれもが自立と社会参加のもとに、地域でいきいきと活動することができるまちづくりを目指し、「だれもが安心して快適に移動できる活動的なまちづくり」という基本理念を掲げ、市域の交通バリアフリー化を促進することとし、基本理念のもとに、次に示す基本的な方針を定めている。

人にやさしい歩行空間を確保するためのバリアフリーを推進する

「旅客施設」や「車両」などの公共交通機関のバリアフリー化を起点として、そこから周辺の歩行空間へと広げていく、面的なバリアフリー化を推進する。なお、バリアフリー整備にあたっては、「ノーマライゼーション」や「ユニバーサルデザイン」の理念を最大限考慮したうえで実施する。

関係事業者との連携によりバリアフリー化を一体的に促進する

国・県・市及び公共交通事業者、道路事業者、交通安全事業者などの関係事業者との調整や連携を図りながら、重点的かつ一体的な移動ネットワークの整備を推進し、バリアフリー化の早期実現を目指す。

市民参画型のバリアフリーのまちづくりを進める

市民一人一人がバリアフリーのまちづくりに参加しているという実感を得られるよう、高齢者や身体障害者等を含めた市民の声を広く基本構想に反映させ、下関市らしいバリアフリーのまちづくりを進めていく。

継続的なバリアフリー化を推進する

基本構想策定後も事業の着実な実施、評価、改善を図っていくなど、継続的なフォローアップを行い、より実効性のあるバリアフリー整備を実施していく。

「心のバリアフリー」社会の実現を目指す

バリアフリーのまちづくりを実現するためには、ハード面の施設整備だけでなく、手助けがしやすい環境づくりを行う必要がある。このため、バリアフリーに関する啓発・広報活動や福祉教育など、ソフト面の取り組みを通じて、市民一人一人のバリアフリーについての理解を深めるとともに、ボランティアに関する意識を醸成し、誰もが高齢者・身体障害者等に対し自然に快くサポートできる「心のバリアフリー」社会の実現を目指す。

なお、本市では、交通バリアフリー法による特定旅客施設および重点整備地区の要件を踏まえた上で、高齢者や身体障害者等の旅客施設の利用状況や、現行の整備計画、地区別の高齢化率、主要施設の立地状況、市民へのアンケート結果およびヒアリング結果を総合的に考慮し、特定旅客施設を中心とした重点整備地区の設定を行っているが、これら以外の旅客施設についても JR 幡生駅・JR 長府駅については、バリアフリー化にあたって駅舎改築等整備計画との整合を図る必要があることから、中期的な整備を行う地区として位置付けるとともに、その他については、今後も定期的な点検を行い、整備の必要性や効果等を考慮しながら、適宜バリアフリー化について検討を行うこととしている。

5. 事業の概要

目標年次

整備目標年次 2010年（平成22年）

ただし、バリアフリーに関する施策においては、実現可能なものから順次取り組むことを基本とし、必要に応じて見直しができるものとする。

公共交通特定事業 事業者：西日本旅客鉄道（株）、サンデン交通（株）

事業対象	方針（目標）	事業内容
鉄道駅	視覚障害者の移動安全確保	視覚障害者誘導用ブロックの改良

	垂直移動手段の確保	各ホームへの昇降設備（エレベーター等）の設置
	施設の利便性向上	障害者用トイレの改良
	情報伝達の明確化・多様化	案内表示の改良（設置位置・形態・方法の見直し）
バスターミナル	情報伝達の明確化・多様化	時刻表・料金表・路線図など案内表示の改良（設置位置・形態・方法の見直し）
車両等	利便性・安全性の向上	低床バスの導入、車椅子スペースの確保
その他	対応の充実	社員へのバリアフリーに対する教育訓練

道路特定事業 事業者：道路特定事業者（国・県・市）

事業対象	方針（目標）	事業内容
特定経路 (歩行空間)	安心して快適に歩ける歩行空間の整備	歩道の設置、歩車分離、グレーチングや車止めの改良
	安全で歩きやすい路面の整備	段差・勾配・凹凸の改修
	視覚障害者の移動安全性確保	視覚障害者誘導用ブロックの設置・改良

交通安全特定事業 事業者：山口県公安委員会

事業対象	方針（目標）	事業内容
交通安全施設	横断の安全性を確保した信号機	音響機能や歩行者用青時間延長機能等の整備
	移動円滑化に資する交通規制	道路標識等の整備

その他の事業

事業対象	方針（目標）	事業内容
重点整備地区全域	歩道上の占有物対策	放置自転車の撤去
その他	市民の意識向上	啓発・広報活動、福祉教育

6. 利用者の意見の反映

基本構想を策定するにあたり「下関市交通バリアフリー基本構想策定懇話会」に以下の団体からメンバーが参画し、4回にわたって議論を行った。

参加団体

- ・ 下関市身体障害者団体連合会
- ・ 下関市社会福祉協議会
- ・ 下関市肢体障害者福祉協会
- ・ 下関市聴覚障害者福祉協会
- ・ 下関市視覚障害者福祉会
- ・ 下関腎臓友の会
- ・ 豊関オストメイト友の会
- ・ 豊関ひまわりの会
- ・ 下関手話青い鳥の会
- ・ 下関市手をつなぐ育成会
- ・ 下関市肢体不自由児者父母の会
- ・ 下関地区精神障害者家族会はまゆう会
- ・ 日本筋ジストロフィー協会山口県支部
- ・ 基幹型在宅介護支援センター
- ・ 山口県立下関養護学校

開催内容

- ・ 第1回 平成16年2月12日開催
内容：交通バリアフリーの必要性和交通バリアフリー基本構想策定について
- ・ 第2回 平成16年5月14日開催
内容：アンケート及びヒアリングの調査結果について
- ・ 第3回 平成16年8月23日開催
内容：タウンウォッチングの結果及び基本構想（案）の修正について
- ・ 第4回 平成17年1月21日開催
内容：交通バリアフリー基本構想のとりまとめ

アンケート調査の実施

20歳以上の一般市民(1,000人)及び懇話会に参加する高齢者・障害者団体(75人)に対して実施し、397件(回収率40.0%)の回答を得、この結果を構想作成の参考とした。

ヒアリング調査の実施

懇話会に参加する高齢者・障害者団体(45人)に対して実施し、24件(回収率57.8%)の回答を得た。
また、併せて、公共交通事業者、道路管理者、山口県公安委員会(16事業者)に対して実施し、この結果を構想作成の参考とした。

タウンウォッチングの実施

平成16年7月13日(火)に下関駅周辺地区、新下関駅周辺地区において、高齢者・身体障害者の方々を中心に各施設管理者も含めた総勢23名により実施した。

パブリックコメントの実施

下関市ホームページ及び都市計画課において、平成16年10月25日(月)から平成16年11月19日(金)に実施。意見総数は16件であった。

反映させた主な事項

- ・懇話会での視覚障害者や聴覚障害者の意見を基に、情報伝達の明確化・多様化を目的とした「案内表示の改良」を特定事業として明記した。
- ・アンケート及びヒアリングの調査結果を参考として重点整備地区や特定経路を設定した。
- ・タウンウォッチングでの白杖利用者や車いす利用者の「グレーチングの溝に車いすのタイヤや白杖がはまり危険である」、「歩道内にある車止めの設置間隔が狭く、通行が困難である」との意見から、「グレーチングや車止めの改良」を特定事業内容として追加した。
- ・「下関市全域のバリアフリー化が必要」との指摘から、今回指定した特定旅客施設以外についても引き続き見直しを行う旨を基本構想に盛り込んだ。

7. 法第6条第4項に定められている関係する機関との協議

公共交通事業者等

- ・西日本旅客鉄道(株) ・サンデン交通(株)
- ・下関タクシー協会 ・下関個人タクシー協同組合

道路管理者

- ・国土交通省中国地方整備局山口河川国道事務所
- ・山口県下関土木建築事務所
- ・下関市道路建設課 ・下関市道路管理課 下関市港湾局総務課

交通安全管理者

- ・山口県公安委員会

その他

- ・下関市社会福祉課 ・下関市高齢障害福祉課

8. その他

- ・基本構想を実効性のあるものとするためには、基本構想策定後に事業の着実な実施を推進することが重要である。本市においては、基本構想に基づく事業実施に向け、特定事業を実施する各事業者に加え、市民と行政がそれぞれの役割を認識し、相互に連携を図って重点的かつ効果的なバリアフリー化を推進していく。
- ・また、三者が連携し、基本構想を総合的に推進していくために、「交通バリアフリー推進協議会(仮称)」を設置し、基本構想策定後の進行管理に努めていくこととする。

連絡先:下関市都市整備部都市計画課計画係

Tel 0832-31-1932

Fax 0832-31-4799